



広報

宮田用水

No.57

発行所 宮田用水土地改良区
〒492-8211
愛知県稲沢市稲沢町北山178番地
電話(0587)32-4151 (代表)
FAX(0587)21-7027
https://www.miyatayousui.or.jp/
発行人 理事長 瀬戸三朗
編集 庶務課



目次

- ごあいさつ 2
理事長 瀬戸三朗
- 新年度を迎えて 3
愛知県土地改良事業団体連合会 会長 中野治美
- 国営事業の実施状況について 4
新濃尾農地防災事業所 所長 川中正光
- 通常総代会議案、令和6年度予算 6
- 財務状況の公表 8

- 令和6年度宮田用水土地改良区配水計画 10
- 令和6年度賦課金・決済金について 11
- 賦課金徴収に関する変更について 13
- 総代選挙について 14
- 国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の促進に関する提案活動について 15
- 県営事業実施状況 16

◎受益面積及び組合員数

(令和5年11月1日現在)

市 町 名	一宮市	稲沢市	津島市	名古屋市	清須市	愛西市
受益面積 (ha)	1,615.5	1,809.8	374.0	423.5	108.4	131.9
組合員数 (人)	9,073	7,449	1,172	1,886	881	489
市 町 名	北名古屋市	あま市	蟹江町	大治町	計	
受益面積 (ha)	5.6	646.8	89.7	60.4	5,265.6	
組合員数 (人)	71	3,098	579	485	25,183	



ごあいさつ

宮田用水土地改良区

理事長 瀬戸 三郎

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃は、当改良区の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、1月1日に発生した、令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今年度の通水であります。犬山頭首工からの取水は、既に開始しております。受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしますが、与えられた取水量には限りがあり、ほぼ全域で時間割による「番水制」を実施しなければなりません。組合員の皆様には大変なご苦勞とご不自由を強いることとなりますが、何卒ご理解を賜りご協力をお願いしたいと思います。

今年3月5日に開催された通常総代会では、令和6年度予算案を始めとする10議案を可決成立させていただきました。大変厳しい財政状況の中ではありますが賦課金におきましては据え置きとし、引き続き経費削減に努力してまいります。令和6年度一般会計収支予算は、総額9億4,620万円で、対前年度比104.5%、額にして4,100万円の増額となっております。施設の老朽化に伴う修繕工事を補助事業を活用して行うことによる増額が主な要因であります。また、令和6年10月稼働予定の犬山頭首工小水力発電事業開始に伴い、新たに特別会計を設け、1,872万円余を予算計上しております。この小水力発電施設は、宮田用水を始めとする5土地改良区（木津用水土地改良区、羽島用水土地改良区、江南市土地改良区、扶桑土地改良区）で共同管理していく施設でございます。この発電施設の売電収益は、土地改良施設の維持管理費に充当することが可能で、管理費の軽減につながるものと、期待するものであります。

国・県営事業についてですが、国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」は、主工事は木津用水地域に移っておりますが、犬山頭首工左岸導水路余水吐で小水力発電施設の建設工事が行われており、10月の稼働を目指し鋭意進められております。

県営土地改良事業では、老朽化した用水管の更新整備や地域排水の役割を担う旧水路の整備を中心として、7事業14地区について、引き続き関係機関と連携しながら実施してまいります。

最後に、現総代任期は、令和6年8月9日までとなっております。今年は、総代及び役員（理事・監事）の交代の年でもあり、大変重要な年となります。組合員の皆様と役員、職員の力を合わせて運営に全力を挙げていきたいと思っております。組合員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新 年 度 を 迎 え て

愛知県土地改良事業団体連合会
会 長 中 野 治 美



若葉が薫る季節となりました。瀬戸三朗理事長はじめ組合員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、土地改良事業の推進に格別なご支援、ご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

さて、国の農業農村整備関係予算については、昨年11月に成立した令和5年度補正予算で1,777億円が確保され、また、令和6年度当初予算政府原案は昨年度を上回る4,463億円で、補正予算と合わせて6,240億円が確保されました。具体的な内容としては、農地の大区画化や汎用化・畑地化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保安全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼガムの取組拡大等流域治水対策、農道・集落排水施設の整備等を推進することとしております。

ご承知のように本県は、古くから木曾川・矢作川・豊川の三大水系を中心に各種の土地改良事業を展開してきたことにより、農業産出額で全国8位、中部地方最大の農業県となり、これを支えていくためにも、計画的かつ着実に農業生産基盤の整備を進めていかなければなりません。これらの大規模な水利施設を、更に機能的かつ高度に活用し、維持・更新をしていくためには、国営事業・水資源機構営事業の着実な推進と、その他の施設についても、適切な時期に次代を見据えた更新や機能保全対策を実施していく必要があります。

貴土地改良区が管理されています宮田用水は、四百年もの間、尾張平野を潤し、尾張地域の農業を支え続けている貴重な用水であるとともに、地域の防災・減災対策をも担う重要な用水です。平成19年度より国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」において宮田導水路の改修が実施されておりますが、関連事業と併せて、農作物・農地等への災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図りつつ、農地の保全に資するため、貴土地改良区から関係機関に対し積極的な提案活動を実施されていると聞き及んでおります。

本会といたしましても、農業農村整備事業の当初予算の安定的な確保を目標として、瀬戸理事長はじめ、組合員の皆様のお力添えをいただきながら、貴土地改良区が取り組む各種土地改良事業や施設の維持管理等が円滑に実施されますよう、「闘う土地改良」を旗印に、愛知県、関係愛知県議会議員、農林水産省、関係国会議員に対して強力な要請活動を展開し、予算確保に全力で取り組んで参る所存です。

終わりに、土地改良事業の限りなき発展と合わせて伝統ある貴土地改良区が、江戸時代から脈々と受け継がれた農業用水を維持管理されてこられ、“都市との共生”を図りながら、地域に大きく寄与される土地改良区として、ますますご繁栄されますようお祈り申し上げます、ご挨拶といたします。



国営事業の実施状況について

新濃尾農地防災事業所

所 長 川 中 正 光

日頃より、瀬戸理事長をはじめ宮田用水土地改良区の皆様には、国営新濃尾土地改良事業の推進に多大なるご支援とご協力を賜りますこと、感謝申し上げます。おかげさまで、平成10年度の国営事業の着手以降、基幹水利施設の整備は着実に進捗しております。

新濃尾（一期）地区では犬山頭首工や大江排水路の改修を行い、平成21年度に完了いたしました。平成19年度からは宮田導水路の改修を新濃尾（二期）地区として進めてきました。延長 9.8kmの水路の改修を終えております。平成27年度から用排水分離された水路による通水が実現しています。これらの施設は、土地改良区の皆様に適切に管理・運用いただいているところであり、より良い施設を整備するため、引き続きご助言を賜りますようお願い申し上げます。

また、令和3年度に工事着手しました犬山頭首工小水力発電施設は、本年度の供用開始に向け整備を進めています。わが国では、2050年までに地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すこととしています。小水力発電は、石炭などによる火力発電に比べて、発電時に温室効果ガスを排出しないため、カーボンニュートラルの一助となるものでもあります。

宮田用水土地改良区の皆様には、国営事業をはじめとする濃尾用水地域における農業農村整備事業の計画的な実施について、地域一丸となりご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、現下の世界と我が国の「食」をめぐる情勢が大きく変化してきています。気候変動による異常気象や自然災害の頻発、アジアやアフリカでの人口増加、中国やインド等の経済成長を背景として食料需要が増加し、これまでのように自由に買い付けができなくなってきました。加えて、今なお絶えない各地の紛争、新型コロナの感染症のまん延による物流の混乱など、貿易を不安定にする事象が生じています。また、我が国においては、農業者・農村人口が減少するなか、農業生産の維持を図り、農村の地域コミュニティの機能を向上させていく必要があります。さらに、農業についても、環境に負荷を与える側面があることを踏まえ、環境と調和のとれた生産から消費までの食料システムを作っていく必要があります。

このような国内外の社会課題を正面から捉え、これらの克服を、地域の成長へとつなげていくため、農政の憲法と位置付けられる「食料・農業・農村基本法」の改正法案を今国会に提出しています。基本法の改正法案は、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持の実現を目指して、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等を定めるものです。

農林水産省としては、改正後の基本法の方向性にに基づき必要な施策を進めることで、環境と調和した農業を振興し、農地の適正な利用を図り、農業者が農で働くことで楽しさとやりがいを持ち、国民の皆様へ安定的な食料を届ける責務を果たしていくことを実現していきたいと考えています。

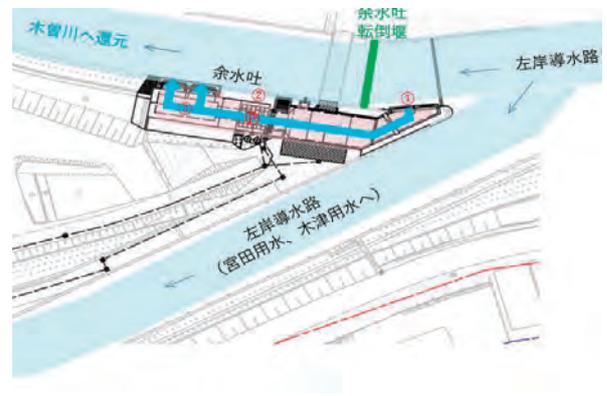
最後になりますが、宮田用水土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

◎小水力発電施設の建設

- ・犬山頭首工の左岸導水路において、小水力発電施設の建設を進めています。
- ・再生可能エネルギーである小水力発電は、カーボンニュートラルに貢献できる取り組みです。

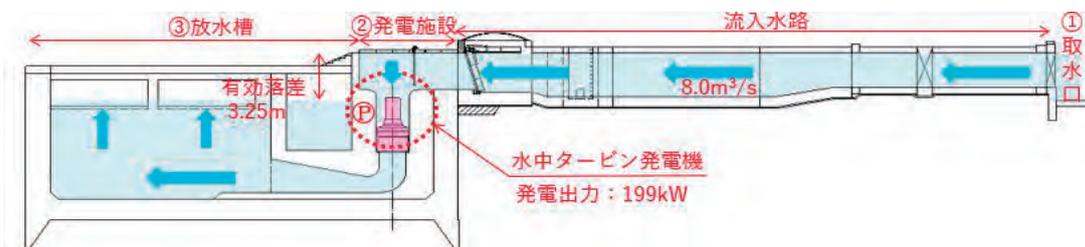


全景（下流から）



◎水の流れ、発電の仕組み

- ・木曽川から取水した水は、左岸導水路の転倒堰により堰上げられ、宮田・木津用水へ配水しています。
- ・配水されなかった水はこれまで、転倒堰を越流し、木曽川へ戻りました。
- ・小水力発電は、木曽川へ戻る水の一部（ $8\text{m}^3/\text{s}$ ）と堰上げによる落差（ 3.25m ）を利用して発電するものです。
- ・発電用の水は、小水力発電施設の取水口（図①）で取り入れた後、流入水路をとおし、発電施設・水中タービン発電機（図②）で発電します。発電後は、放水槽（図③）から再び左岸導水路、木曽川へ戻ります。



◎施工状況



放水槽の工事（令和4年1月）



水中タービン発電機の設置（令和6年2月）

◎令和6年度予算

令和6年3月5日開催の通常総代会で次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 会計細則の一部改正について
- 第2号議案 令和5年度一般会計収支補正予算について
- 第3号議案 土地改良施設維持管理適正化事業の実施について
- 第4号議案 令和6年度組合費の賦課徴収方法とその時期の制定について
- 第5号議案 令和6年度農地転用決済金について
- 第6号議案 令和6年度一般会計収支予算について
- 第7号議案 令和6年度工事施行について
- 第8号議案 令和6年度太陽光発電事業特別会計収支予算について
- 第9号議案 令和6年度小水力発電事業特別会計収支予算について
- 第10号議案 令和6年度取引金融機関について



令和6年3月5日開催
通常総代会



通常総代会前日に議長、副議長による
書面議決書の開封確認

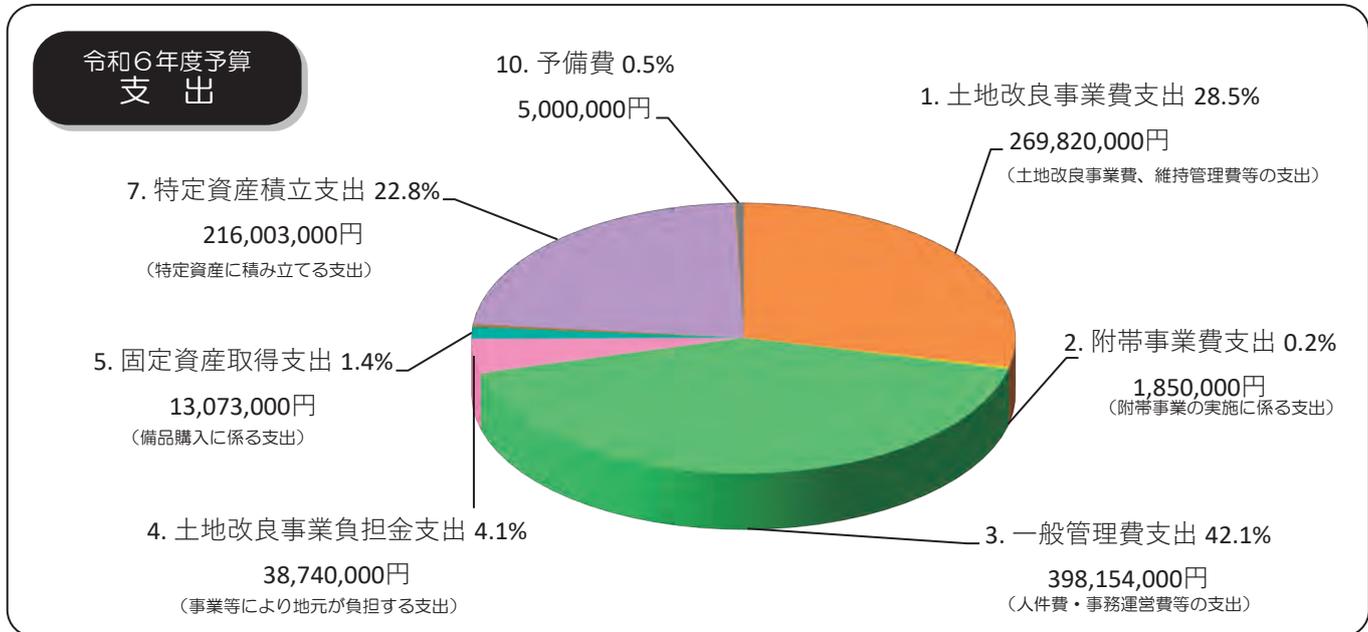
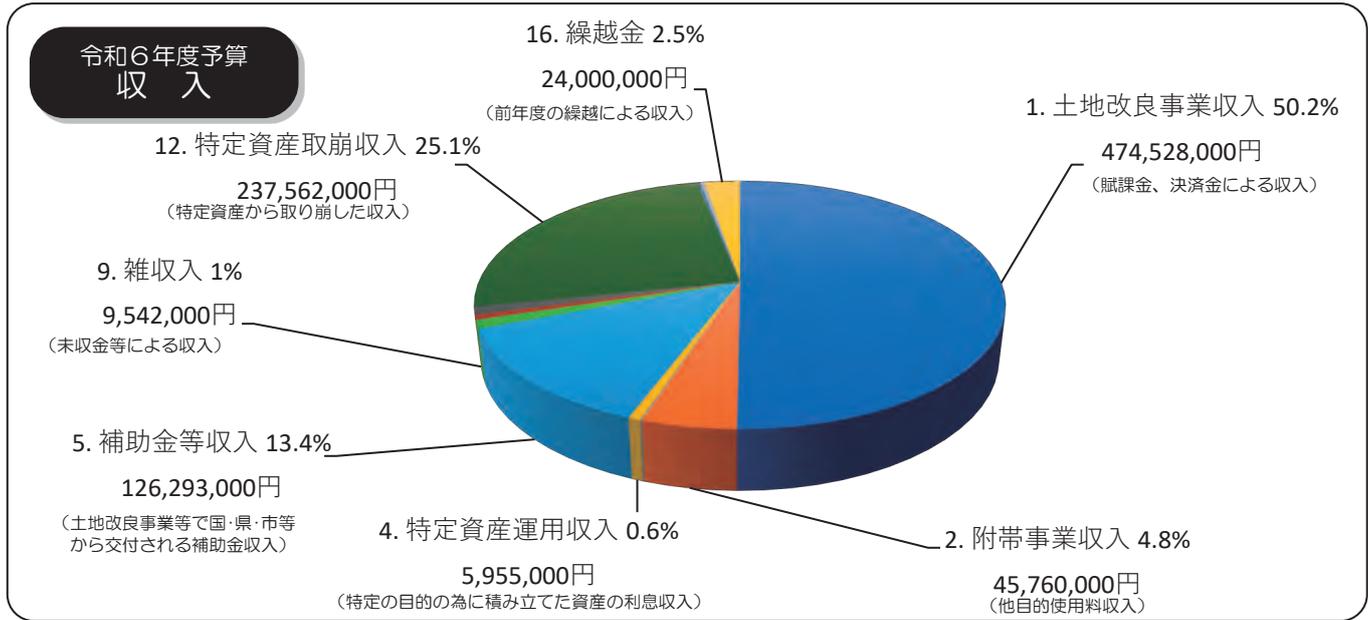
◎令和6年度予算

通常総代会で議決された本年度予算は次のとおりです。

【一般会計】

単位：円

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
1. 土地改良事業収入	474,528,000	1. 土地改良事業費支出	269,820,000
2. 附帯事業収入	45,760,000	2. 附帯事業費支出	1,850,000
3. 基本財産運用収入	1,014,000	3. 一般管理費支出	398,154,000
4. 特定資産運用収入	5,955,000	4. 土地改良事業負担金支出	38,740,000
5. 補助金等収入	126,293,000	5. 固定資産取得支出	13,073,000
6. 交付金収入	10,400,000	6. 基本財産積立支出	3,054,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 特定資産積立支出	216,003,000
8. 業務委託料収入	6,001,000	8. 雑支出	1,000
9. 雑収入	9,542,000	9. 他会計貸付金貸付支出	501,000
10. 借入金収入	1,000	10. 予備費	5,000,000
11. 基本財産取崩収入	1,000		
12. 特定資産取崩収入	237,562,000		
13. 固定資産売却収入	2,393,000		
14. 他会計貸付金回収収入	500,000		
15. 他会計繰入金収入	2,245,000		
16. 繰越金	24,000,000		
合 計	946,196,000	合 計	946,196,000



【太陽光発電事業特別会計】

単位：円

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
1. 発電事業収入	1,600,000	1. 発電事業費	1,852,000
2. 他会計借入金借入収入	500,000	2. 一般管理費支出	48,000
3. 繰越金	500,000	3. 特定資産積立支出	200,000
		4. 他会計借入金返済支出	500,000
合 計	2,600,000	合 計	2,600,000

【小水力発電事業特別会計】

単位：円

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
1. 発電事業収入	18,705,000	1. 発電事業費	5,030,000
2. 特定資産運用収入	4,000	2. 一般管理費支出	1,237,000
3. 寄付金収入	1,000	3. 固定資産取得支出	2,000
4. 雑収入	1,000	4. 特定資産積立支出	8,294,000
5. 借入金収入	1,000	5. 雑支出	1,000
6. 特定資産取崩収入	4,000	6. 他会計借入金借入収入	4,153,000
7. 他会計借入金借入収入	1,000		
合 計	18,717,000	合 計	18,717,000

◎財務状況の公表

令和4年度宮田用水土地改良区各会計収支決算書、財産目録及び貸借対照表は、令和5年9月29日開催の臨時総代会において承認されました。

本誌に掲載する事により、宮田用水土地改良区規約第47条に規定する財務状況の公表とさせていただきます。

【収支決算書（一般会計）】

単位：円

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
1. 土地改良事業収入	487,721,800	1. 土地改良事業費支出	185,177,270
2. 附帯事業収入	46,498,540	2. 附帯事業費支出	1,735,800
3. 基本財産運用収入	444,158	3. 一般管理費支出	339,670,109
4. 特定資産運用収入	4,130,894	4. 土地改良事業負担金支出	17,285,007
5. 補助金等収入	103,369,311	5. 固定資産取得支出	3,405,373
6. 交付金収入	0	6. 基本財産積立支出	444,158
7. 寄付金収入	0	7. 特定資産積立支出	332,039,182
8. 業務受託料収入	7,480,000	8. 雑支出	0
9. 雑収入	13,397,613	9. 他会計貸付金貸付支出	500,000
10. 借入金収入	0	10. 予備費	0
11. 基本財産取崩収入	0		
12. 特定資産取崩収入	230,786,576		
13. 固定資産売却収入	0		
14. 繰越金	21,601,942		
合 計	915,430,834	合 計	880,256,899

※収入、支出差引残金 35,173,935円は、令和5年度へ繰越

【収支決算書（発電事業特別会計）】

単位：円

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
1. 発電事業収入	1,509,982	1. 発電事業費	1,290,210
2. 他会計借入金借入収入	500,000	2. 一般会計費支出	40,300
		3. 特定資産積立支出	179,472
合 計	2,009,982	合 計	1,509,982

※収入、支出差引残金 500,000円は、令和5年度へ繰越

【財産目録】

単位：円

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		(3)その他固定資産	
1. 流動資産		土地	183,768,841
現金及び預金 一般会計	238,173,581	建物	320,202,315
現金及び預金 預り金	2,868,489	機械及び装置	4
現金及び預金 特別会計	500,000	車両運搬具	3,590,209
未収賦課金等	307,200	器具備品	1,902,523
その他未収金	69,397,569	適正化事業拠出金	990,000
他会計貸付金 一般会計	500,000	長期未収賦課金等	13,207,420
2. 固定資産		長期前払金	16,218,676
(1)基本財産		資産 合計	25,410,457,478
基本財産積立	95,871,805	負 債 の 部	
(2)特定資産		1. 流動負債	
所有土地改良施設 一般会計	20,831,080,600	未払金	275,572,904
所有土地改良施設 特別会計	8,029,420	他会計借入金 特別会計	500,000
土地改良施設用地等	5,012	2. 固定負債	
受託土地改良施設使用収益権	2	適正化事業拠出金長期未払金	1,770,000
財産調整積立資産	107,725,000	職員退職給付引当金	274,210,454
職員退職給付引当積立資産	274,210,454	負債 合計	552,053,358
転用決済金積立資産	3,112,201,424	正 味 財 産 の 部	
建物等更新積立資産	59,099,265	(資産合計)－(負債合計)	24,858,404,120
營津立切補償基金積立資産	70,428,197		
発電施設建設改良積立資産	179,472		

【貸借対照表（一般会計）】

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資 産 の 部			
1. 流動資産	311,246,839	21,601,942	289,644,897
2. 固定資産			
(1)基本財産	95,871,805	95,427,647	444,158
(2)特定資産	24,454,749,954	26,496,778,805	△ 2,042,028,851
(3)その他固定資産	539,879,988	540,252,217	△ 372,229
資産 合計	25,401,748,586	27,154,060,611	△ 1,752,312,025
負 債 の 部			
1. 流動負債	275,572,904	0	275,572,904
2. 固定負債	275,980,454	294,621,546	△ 18,641,092
負債 合計	551,553,358	294,621,546	256,931,812
正 味 財 産 の 部			
1. 指定正味財産	20,744,213,792	22,873,979,077	△ 2,129,765,285
2. 一般正味財産	4,105,981,436	3,985,459,988	120,521,448
正味財産 合計	24,850,195,228	26,859,439,065	△ 2,009,243,837
負債及び正味財産 合計	25,401,748,586	27,154,060,611	△ 1,752,312,025

【貸借対照表（発電事業特別会計）】

単位：円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資 産 の 部			
1. 流動資産	500,000	0	500,000
2. 固定資産			
(1)特定資産	8,208,892	9,176,478	△ 967,586
資産 合計	8,708,892	9,176,478	△ 467,586
負 債 の 部			
1. 流動負債	500,000	0	500,000
2. 固定負債	0	0	0
負債 合計	500,000	0	500,000
正 味 財 産 の 部			
1. 指定正味財産	8,029,419	9,176,477	△ 1,147,058
2. 一般正味財産	179,473	1	179,472
正味財産 合計	8,208,892	9,176,478	△ 967,586
負債及び正味財産 合計	8,708,892	9,176,478	△ 467,586



〔決算監査 書類検査〕



〔決算監査 現地検査〕

監査結果報告

宮田用水土地改良区の令和4年度決算監査として、令和5年7月28日に、業務、会計及び財産の状況について、監査をした結果、適正なものと認められるので、定款第24条第1項の規定に基づき、理事会及び総代会にて石黒総括監事が報告しました。

◎令和6年度宮田用水土地改良区配水計画

宮田用水土地改良区利水調整規程第6条により、令和6年度の配水計画は令和6年3月12日の理事会において定められました。

期 間	3月26日 から 4月20日 まで	4月21日 から 5月25日 まで	5月26日 から 6月25日 まで	6月26日 から 10月15日 まで
最大取水量	6.48 m ³ /s	20.81 m ³ /s	25.66 m ³ /s	26.82 m ³ /s

※ 下記の場合は、通水を停止若しくは減量する場合がありますので、ご承知おき下さい。

- ① 地震発生の際、震度5以上の場合
- ② NTT回線が寸断された場合
- ③ 今渡地点の木曾川本川流量が 3,000 m³/s を超えた場合
- ④ その他、地域の気象状況、営農状況、突発事故の発生による場合

通水停止等連絡事項、各幹線・支線・分水路の配水期間及び時間割をホームページに掲載しますので、ご確認ください。 <https://www.miyatayousui.or.jp/>

▼令和5年度は、台風及び大雨の影響により取水停止が4回ありました。

- ① 5 月 7 日 (日) 23:21 ~ 5 月 9 日 (火) 8:30
- ② 6 月 2 日 (金) 12:50 ~ 6 月 3 日 (土) 19:00
- ③ 6 月 30 日 (金) 22:15 ~ 7 月 2 日 (日) 9:30
- ④ 7 月 13 日 (木) 11:50 ~ 7 月 14 日 (金) 8:30



水路への「ゴミ・粗大ゴミ」等の廃棄はやめよう！



水路や土地改良施設周辺へのゴミ・粗大ゴミ等の不法投棄が後を絶ちません。タイヤや自転車等の不法投棄も確認され、処分費用も年々増加しております。

**ひとりひとりの注意と協力で、
きれいな水路と水を守りましょう。**

◎令和6年度賦課金・決済金について

令和6年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

(1,000m²当たり)

賦 課 金	5,240 円
決 済 金	335,000 円

●賦課金について

- 宮田用水土地改良区は、農業用排水施設の維持管理を行っており、この維持管理費に充てるために区域内農地（田）に賦課金がかかります。
- 農地を異動し、旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第42条）が生じますので、納め忘れがないようご注意ください。
- 賦課基準日は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に関する土地原簿の閲覧等につきましては、当改良区徴収課までご連絡下さい。
- 土地区画整理事業施行中は、農地(田)として利用されていなくても賦課金はかかります。事業中の転用(埋立含む)をされる場合は、決済の手続きをして下さい。決済の手続きをされないとそのまま賦課の対象となりますのでご注意ください。

●組合員の資格取得・喪失の届出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっておりますから、当改良区徴収課までご連絡していただき、所定の手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地（田）の取得又は、喪失した場合（農地(田)の異動、売却、譲与等）
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

●農地（田）に異動があったときは、当改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出（所有権、耕作権の設定）済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳は自然に加除されることはありません。土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他の人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ず届出をして下さい。

●農地転用、地区除外申請等について

- 農地（田）を宅地、その他に転用される場合、又は畑に転換される場合には、当改良区への手続きと決済金（維持管理補償費）の納入が必要となります。
- 公共事業（道路、学校用地、公園、河川、水路等）用地として売買、又は寄附される農地（田）についても、決済金の納入が必要となります。

●決済金とは

農地転用等により区域内農地（田）が減少しても、農業用排水施設の維持管理費は減少しませんので、残った組合員の負担過重とならないよう、農地転用等をされる時に維持管理費の今後相当期間分の負担額を一括して納めていただくものです。（土地改良法第42条第2項）

●本人確認のお願い

個人情報保護規程により、窓口で本人確認を行います。

お越しの際は、免許証、保険証、マイナンバーカードなど本人確認の出来る書類をご持参下さい。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

※本人確認が困難な場合は、お答えできない場合もございますのでご了承下さい。

●委任状について

個人情報保護規程により、各種申請書を代理人が提出する場合は、委任状が必要です。お手数ですが、ご協力をお願いいたします。

●便利な口座振替をご利用下さい

- 口座振替をご希望の方は宮田用水土地改良区までお問い合わせ下さい。こちらから手続きに必要な書類を郵送いたしますので必要事項をご記入の上、取扱金融機関窓口にて手続きをお願いいたします。
- 口座振替のできる取扱金融機関は次のとおりです。

- ・愛知県内の農業協同組合
- ・三菱UFJ銀行
- ・尾西信用金庫
- ・大垣共立銀行
- ・ゆうちょ銀行



※あま市、大治町、清須市については徴収委任地区のため上記金融機関とは異なります。

※賦課金等についてのお問い合わせは直接当改良区徴収課までお願いします。

●賦課金をコンビニでも納付できます

令和4年度賦課金納入通知書よりコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで賦課金の納付ができるようになりました。

なお、コンビニエンスストアでの納付は現金のみのお取り扱いとなります。

※あま市、大治町、清須市については徴収委任地区のため従来通りの納付方法となります。



宮田用水ホームページより、徴収課及び用排水課関係の各種申請書がダウンロードできますのでご利用ください。

ホームページアドレス <https://www.miyatayousui.or.jp>

◎賦課金徴収に関する変更のお知らせ

●あま市・大治町に賦課地(田)のある組合員の皆さまへ

令和6年度まであま市・大治町に徴収委任を依頼しておりますが、令和7年度より宮田用水へ移管となりますので納付書及び納付場所が変更になり、あま市役所・大治町役場窓口及び指定金融機関での納付ができなくなります。

令和6年度まで	令和7年度から
<ul style="list-style-type: none"> あま市役所, 大治町役場窓口 あま市, 大治町の指定金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> 宮田用水窓口 JAあいち海部, 愛知西, 海部東, なごや 大垣共立銀行 尾西信用金庫 三菱UFJ銀行 ゆうちょ銀行 各種コンビニエンスストア スマホ決済アプリ (auPAY, PayPay, PayB ファミペイ, LINE Pay)

ご理解ご協力のほど、
よろしく申し上げます。



※上記以外金融機関でも納付できますが、別途振込手数料(個人負担)がかかります。

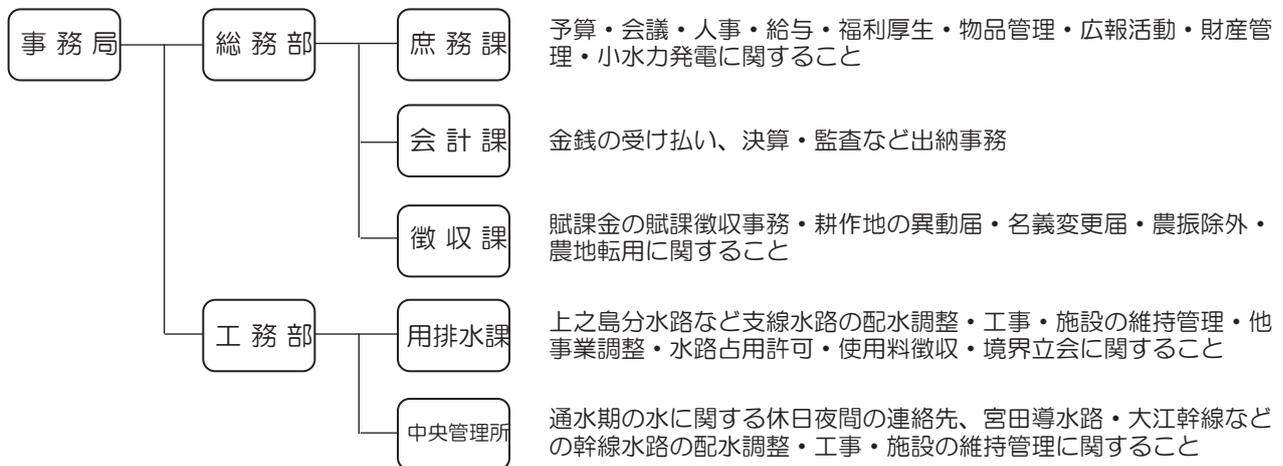
●口座振替の変更手続きのお願い

宮田用水賦課金をあま市・大治町で口座振替依頼を申し込まれていた組合員の方も、新たに宮田用水と口座振替依頼の手続きが必要となりますので、12月頃にご自宅に口座振替依頼書を郵送致します。お手数ですが、ご理解ご協力をお願い致します。

○ 口座振替のできる取扱金融機関は次のとおりです。

愛知県内のJA・大垣共立銀行・尾西信用金庫・三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行
 ※ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書は、郵便局でお受け取り下さい。

◎事務局機構図



◎今年も総代選挙の年です。投票日は、7月16日(火)です。

総代に立候補される方は、年齢18歳（この場合、満年齢をさし、投票日現在で満18歳の者）以上で土地改良区の組合員であること（禁錮刑以上の刑に処せられ執行中のものは該当しない。）となります。

1. 選挙の公告

令和6年6月12日(水)から13日(木)の2日間

2. 投票日

令和6年7月16日(火) 午前9時～午後3時

3. 立候補の届出

宮田用水土地改良区の組合員で、投票日に18歳以上の方が立候補者となります。

立候補の届出日 令和6年6月12日(水) 午前9時～午後5時の受付
6月13日(木) 午前9時～午後5時の受付

立候補の届出先 宮田用水土地改良区庶務課 稲沢市稲沢町北山178番地

※ 立候補届出用紙は、宮田用水土地改良区事務所にありますので、取りに来て下さい。

※ 立候補の届出は、郵送では受け付けられません。また、立候補者の代理人による届出は受け付けられませんのでご注意ください。

4. 選挙区及び総代定数

選挙区名	選挙区域	総代数	選挙区名	選挙区域	総代数
第1区	一宮市(旧一宮市)	2人	第14区	稲沢市(大里)	3人
第2区	一宮市(西成、千秋、丹陽)	5人	第15区	稲沢市祖父江町	5人
第3区	一宮市(葉栗、浅井、北方)	4人	第16区	稲沢市平和町	3人
第4区	一宮市(大和)	3人	第17区	津島市	4人
第5区	一宮市(奥町、今伊勢)	2人	第18区	あま市(旧七宝町)	3人
第6区	一宮市(萩原)	3人	第19区	あま市(旧甚目寺町)	3人
第7区	一宮市木曾川町	2人	第20区	あま市(旧美和町)	3人
第8区	一宮市(起、開明)	3人	第21区	蟹江町	2人
第9区	一宮市(朝日)	3人	第22区	大治町	2人
第10区	清須市、北名古屋市、名古屋市西区	5人	第23区	愛西市	1人
第11区	稲沢市(旧稲沢町)	4人	第24区	名古屋市港区	5人
第12区	稲沢市(明治)	3人	第25区	名古屋市中川区	4人
第13区	稲沢市(千代田)	3人	計		80人

総代選挙に関するお問合せは、土地改良区のみです。総務部庶務課にお問合せ下さい。

◎国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の促進に関する提案活動について

令和5年7月、11月に「濃尾用水協議会」、「宮田用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会」、「木津用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会」、「羽島用水・国営県営事業新濃尾地区促進協議会」の四協議会合同で、令和6年度の予算確保と、農業農村整備事業の推進などについて、関係機関、関係国会議員への提案活動を行いました。



愛知県 大村知事



愛知県 農林基盤局 長田局長

◎理事の就任について

令和5年9月29日開催の宮田用水土地改良区臨時総代会の議決において、役員の新補欠選任があり、下記の方が就任されました。

理 事 吉 田 尚 武

任期 令和5年9月29日～令和6年9月30日

～事務局長退任ご挨拶～

本年3月31日付けで宮田用水土地改良区事務局長を退任いたしました。在任中は公私にわたり温かいご指導と格別なご厚情をいただき、大過なく今日を迎えることが出来ました。心から感謝し厚く御礼申し上げます。

柴田 泉

～事務局長就任ご挨拶～

このたび4月1日付けをもって宮田用水土地改良区事務局長を拝命いたしました。もとより微力ではございますが、土地改良事業に最善の努力をいたしたいと決意しております。何卒、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

小池 洋

永年勤続表彰

○令和6年3月18日 愛知県土地改良事業団体連合会総会に於いて

愛知県土地改良事業団体連合会長表彰

用排水課用水係長	近藤 元啓	(15年)
用排水課主任	上田 宏樹	(15年)

◎県営事業実施状況

宮田用水土地改良区管内で実施されている県営事業は下記のとおりであります。今後も早期完成をめざし、積極的に事業推進に努めてまいりますので、関係機関並びに関係地域のご理解とご協力をお願い申し上げます。

進捗状況

地区名	総事業費 千円	総事業量	R5年度迄の 事業費 千円	R5年度迄の 事業量	R6年度 事業費 千円	R6年度予定 事業量	進捗率 %	着工 年度
水質保全対策事業 大塚井筋地区	5,286,000	排水路工 L=6,472m	2,395,261	排水路工 L=1,625m	150,000	排水路工 L=90m	45.3	H29
水質保全対策事業 法立西井筋地区	2,522,000	L=2950	771,731	L=737.3	170,000	150.0	30.6	H30
水質保全対策事業 新光堂川用水地区	5,296,000	用水路工 L=10,000m	1,305,998	用水路工 L=1,813.3m	150,000	用水路工 L=336.0m	24.7	R1
水質保全対策事業 新多加木地区	2,074,000	用水路工 L=5,567m	178,891	用水路工 L=186.8m	80,000	用水路工 L=152.2m	8.6	R3
水質保全対策事業 古大江第2支線地区	421,000	用水路工 L=858m	0	—	20,000	実施設計 一式	0.0	R6
用排水施設整備事業 光堂地区	756,000 (402,000)	取水堰2か所	513,084 (273,012)	取水堰 1か所の1部	112,760 (60,000)	取水堰 1か所の1部	67.9	H29
地盤沈下対策事業 日光川裁原分水地区	671,000	L=2,240m	596,729	L=2,240.0m	25,000	舗装復旧工一式	88.9	H29
水環境整備事業 萱津地区	494,000	利用保全施設等 一式	438,281	利用保全施設等 一式	48,000	利用保全施設等 一式	88.7	H25
水環境整備事業 大江川4期地区	800,000	園路整備工等 一式	698,782	園路整備工等 一式の一部	0	—	100.0	H25
水環境整備事業 宮田導水路2期地区	796,000	園路整備工等 一式	636,371	園路整備工等 一式の一部	20,000	園路整備工等 一式の一部	79.9	H26
水環境整備事業 奥村・森上井筋地区	949,000	園路整備工等 一式	22,000	測量・設計 一式の一部	48,000	園路整備工等 一式の一部	2.3	R5
たん水防除事業 片原一色第2地区	1,472,000	排水機場1か所 排水路965m	132,344	基礎工一式 の1部	56,000	基礎工、下部工 一式の1部	9.0	R2
農業水利施設保全対策事業 宮田用水地区	280,000	遠隔監視制御システム更新一式	100,000	遠隔監視制御システム更新一式の1部	120,000	遠隔監視制御システム更新一式の1部	35.7	R5
水利施設管理強化事業	強化支援費は恒久化事業となり、17,800千円/年を農業外効果として、国、県、市町より支援を得る事業です。							

※用排水施設整備事業光堂地区の二段書きは上段が全体事業費（建設部込）、下段が農林負担分です。

水環境整備事業大江川4期地区（一宮市浅井町尾関地内）



▲工事着工前



▲工事完了後